

電子入札における入札辞退の取扱いについて(お知らせ)

令和5年7月

長門市企画総務部監理管財課

電子入札を実施するに当たり、入札書提出後における入札辞退について、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

1 入札辞退の取扱い

入札辞退届の提出期限は、原則、入札書の提出締切日時までとします。

本市の電子入札システム（以下「システム」という。）では、一度入札書を提出した後は、システムにおいて入札辞退を行うことはできません。また、入札辞退を行った後は、入札書を提出することはできません。

については、入札参加者からやむを得ない理由により、入札辞退の申し出があった場合に限り、入札書の提出後であっても入札辞退届を受付けます。

2 入札辞退を認める「やむを得ない理由」

- (1) 配置予定の技術者が病気・死亡・退職等により配置できなくなり、代替の技術者がいない場合
- (2) 次順位以降の者が繰り上がって落札候補者となった場合において、配置予定の技術者を開札後に他の工事に配置したことにより、代替の技術者がいない場合
- (3) 本市又は、他の地方公共団体が発注した工事において落札候補者となったことにより、配置できる技術者に不足が生じた場合
- (4) 建設業の許可を取り消された場合や、廃業を予定している場合

3 提出期限と提出方法

- (1) 入札書提出後から入札書提出期限までの間においては、入札辞退届及び添付書類（以下「入札辞退届等」という。）を監理管財課まで持参、電子メール又はファクシミリにより提出してください。
電子メール又はファクシミリによる場合は、送信した旨を監理管財課に速やかに電話連絡をしてください。電話連絡がない場合は、入札辞退届を無効として取扱います。
- (2) 開札後から落札保留期限までの間においては、入札辞退届等を提出する前に監理管財課に電話連絡をしてください。入札状況の確認を行い、入札辞退届等の提出方法について連絡します。

4 入札辞退届等の確認

監理管財課において、入札辞退届等の内容及び入札状況を確認します。

5 入札辞退を認める判断基準

次の判断基準により、入札辞退の適否を判断し、入札を辞退する対象工事を決定します。

- (1) 入札参加者又は落札候補者が関係する工事の入札状況を確認します。
- (2) 落札候補者が入札を辞退した場合、次順位の入札参加者に契約締結の意向を確認します。

6 入札を辞退する場合の提出書類

- (1) 紙により入札辞退届（別記様式第2号）を提出してください。
- (2) 入札辞退届には、次の書類を添付してください。

- ① 病休の場合：配置予定技術者の診断書の写し
- ② 退職の場合：配置予定技術者の退職届の写し又は雇用保険被保険者離職証明書の写し
- ③ 他の工事を受注して技術者がいなくなった場合：
 - 他の工事の契約書の写し又は他の工事の落札決定通知書の写し又は他の工事の落札候補者であることが分かる書類の写し
 - 本市が発注した工事においては、指名通知書又は入札書受付票の写し

7 注意事項

- (1) 入札辞退届の撤回は認めません。
- (2) 次の場合は不誠実な行為として指名停止措置の対象となります。
 - ① 落札保留期間を過ぎて、入札辞退届を提出した場合
 - ② 入札辞退届及び添付書類に不備がある場合
 - ③ 入札辞退届及び添付書類に虚偽の記載をした場合
 - ④ 「資機材の調達や労働者の確保ができない」、「入札金額の間違い」等を理由として、入札の辞退を申し出た場合
 - ⑤ 他の入札参加者と入札価格又は入札意思について相談又は、入札価格を意図的に開示した場合
- (3) やむを得ない理由により、落札候補者が行った入札書は「入札無効」とします。

8 入札辞退の事例

- A 工事(土木一式工事)：他の公共団体が発注した工事
- B 工事(土木一式工事)：本市が発注した工事（開札順位 1 番）
- C 工事(土木一式工事)：本市が発注した工事（開札順位 2 番）
- D 工事(建築一式工事)：本市が発注した工事（開札順位 3 番）

	【事例 1】	【事例 2】	【事例 3】
A 工事	落札候補者である	落札候補者である	落札候補でない
B 工事	辞退を認める	辞退を認めない	辞退を認めない
C 工事	辞退を認める	辞退を認める	辞退を認める
D 工事	辞退を認めない	辞退を認めない	辞退を認めない

【事例 1】

- ①他の公共団体が発注した土木一式工事（A 工事）において、落札候補者となり契約を考えている。
- ②本市が発注した土木一式工事（B 工事及び C 工事）においても、落札候補者となったが、技術者を配置することが困難であり、両方の契約辞退を考えている。
【B 工事及び C 工事の入札辞退を認める。】※入札辞退を認める判断基準による。
- ③本市が発注した建築一式工事（D 工事）においても、落札候補者となったが契約辞退を考えている。

【A 工事、B 工事、C 工事、D 工事の落札候補者であるが工種が異なることから、D 工事の入札辞退を認めない。】

【事例 2】

- ①他の公共団体が発注した土木一式工事（A 工事）において、落札候補者となり契約を考えている。
- ②本市が発注した土木一式工事（B 工事及び C 工事）においても、落札候補者となったが、2 件

の工事において技術者を配置することが困難であり、どちらか1件の契約辞退を考えている。

【開札順位1番のB工事の入札辞退を認めない。また、開札順位2番のC工事の入札辞退は認める。】※入札辞退を認める判断基準による。

③本市が発注した建築一式工事（D工事）においても、落札候補者となったが契約辞退を考えている。

【A工事、B工事、C工事、D工事の落札候補者であるが工種が異なることから、D工事の入札辞退を認めない。】

【事例3】

①他の公共団体が発注した土木一式工事（A工事）における、落札候補者ではない。

②本市が発注した土木一式工事（B工事及びC工事）において、落札候補者となったが、2件の工事において技術者を配置することが困難であり、どちらか1件の契約辞退を考えている。

【開札順位1番のB工事の入札辞退を認めない。また、開札順位2番のC工事の入札辞退は認める。】※入札辞退を認める判断基準による。

③本市が発注した建築一式工事（D工事）においても、落札候補者となったが契約辞退を考えている。

【B工事、C工事、D工事の落札候補者であるが工種が異なることから、D工事の入札辞退を認めない。】

9 適用年月日

令和5年8月1日以降の入札公告又は指名通知より適用します。

なお、令和5年7月31日以前の入札公告又は指名通知によるものは、従前の取扱いを適用します。

別記様式第2号(第7条関係)

入 札 辞 退 届

年 月 日

長門市長 様

住 所

氏 名

(担 当 者 :
電 話 番 号 :)

下記工事(業務)について、入札を辞退したいのでお届けします。

記

工 事 (業 務) 名	
工 事 (実 施) 場 所	
辞 退 理 由	

※辞退理由については、「自社都合」等ではなく、具体的な理由を記載してください。